

伊万里市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 9 号

伊万里市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

伊万里市民センターの設置及び管理に関する条例（平成 4 年条例第 2 4 号）の一
部を次のように改正する。

別表 2 ふれあいプラザ使用料の部 “ 第 5 会議室の項の次に次のよう
に加える。

“ 第 6 会議室	2,070	2,730	4,170	4,800	6,900	8,970
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。